

京 都 大 学 本 部 事 務 決 裁 等 規 程 新 旧 対 照 表

| 改 正 前  | 改 正 後   |
|--|---|
| (前 略)  | 附 則<br>この規程は、平成28年6月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。                               |
| 別表第1 (略)   | 別表第1 (同 左)  |
| 別表第2 (第3条第2項関係)  | 別表第2 (第3条第2項関係)   |
| 事項   | 事項  |
| (略)  | (同 左)   |
| 分掌規程第8条(第1号から第3号まで及び第10号を除く。)、第11条、第12条、第23条(第3号及び第4号に限る。)及び第25条に定める事項 | 分掌規程第8条(第4号から第9号までに限る。)、第11条、第12条、第23条(第2号を除く。)<br>及び第25条に定める事項             |
| (略)  | (同 左)   |
| 分掌規程第8条第3号及び第10号並びに第26条に定める事項  | 分掌規程第8条(第3号及び第12号に限る。)<br>及び第26条に定める事項                                      |
| (略)  | (同 左)   |
| 分掌規程第7条第1号、第4号及び第5号並びに第9条に定める事項並びに男女共同参画に関する事項                         | 分掌規程第7条(第1号、第4号及び第5号に限る。)、第8条(第10号及び第11号に限る。)<br>及び第9条に定める事項並びに男女共同参画に関する事項 |
| (略)  | (同 左)   |
| 分掌規程第5条第3号に定める事項   | 分掌規程第5条第3号に定める事項  |
| 分掌規程第23条第1号、第5号及び第6号に定める事項   | 分掌規程第23条第1号、第5号及び第6号に定める事項  |
| 分掌規程第10条第1号から第6号まで及び第9号に定める事項  | 分掌規程第10条第1号から第5号まで及び第7号に定める事項   |
| 分掌規程第10条(第7号、第8号及び第10号から第12号までに限る。)に定める事項                              | 分掌規程第10条(第6号及び第8号から第10号までに限る。)<br>に定める事項                                    |
| (略)  | (同 左)   |
| 別表第3 (第4条関係) (略)   | 別表第3 (第4条関係) (同 左)  |